

平成 26 年(2014 年)2 月 21 日

明石市長 泉 房 穂 様

「意見申出書」

明石市特別職報酬等審議会
会長 佐々木 弘



みだしのことにつきまして、次のとおり、意見の申し出を行います。

はじめに

本審議会については、より公正で公平かつ透明性の高い審議等、一層の機能充実を図るため、市において、平成 23 年度から抜本的な見直しが行われ、審議会の原則公開をはじめ、委員数の増員、女性委員比率の向上及び公募市民の新たな参加などが図られました。

あわせて、審議会の開催自体についても、従前の諮問・答申という形を改め、刻々と変化する諸情勢に適時的確に対応するため、本審議会は常設とし、毎年度、調査及び審議等を行い、必要に応じて、市長へ意見の申し出を行うこととなりました。

なお、本審議会の審議事項については、市長をはじめとする常勤の特別職及び議員の報酬等に関するのですが、このたびは、市長より、教育委員会及び選挙管理委員会等の行政委員会の非常勤の委員の報酬について、平成 6 年以降、改定が行われていないこと、現在の報酬額の水準が、他の自治体との比較において、高位にある状況となっていること、さらに、他都市において、月額支給が問題になっていることを踏まえ、意見の取りまとめを依頼されています。

つきましては、この件も含めて、本年度の調査及び審議等の結果、各事項に係る意見の取りまとめを行いましたので、次のとおり、申し出を行うこととします。

1 市長をはじめとする常勤の特別職について

(1) 給料月額

市長をはじめとする常勤の特別職の給料月額については、まず、従来から言われている特別職の報酬等の三原則である「職務責任原則」、「均衡原則」及び「状況原則」を踏まえつつ、これまでの本審議会の考え方である「一般職の部長級職員の給料月額改定率を参考とする。」ということに基づいて、検討を行いました。

常勤の特別職の給料月額が引き下げられた平成24年度を基準として、一般職の部長級職員の給料月額をみると、平成25年度においては、人事院勧告に準じ、市の部長級職員の給料月額についても改定が行われなかつたところであり、また、平成26年度も、現時点では、改定が予定されていないことから、常勤の特別職の給料月額については、このたびは、現行どおりとすることが妥当と考えられます。

ただし、本審議会においては、現在、市が財政健全化への本格的な取り組みを行っていることを考慮し、このたびは、より詳細な財政状況に基づく検討を行いました。

市の平成24年度一般会計決算において、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率の4つの指標をみると、「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」については、黒字決算のため関係しないところであり、市の借金の状況を示す「実質公債費比率」は、7.2%と、黄色信号と言われる早期健全化基準である25%を大きく下回り、県下29市中2番目に低い数値であり、本市と類似した団体となる全国特例市40市中においても、17番目となっています。同様に、借金返済に關係する「将来負担比率」も、58.5%で、早期健全化基準である350%を大きく下回っています。

なお、4指標以外のものとなりますと、財政構造の弾力性を示す経常収支比率をみると、0.936で、弾力性がないとされる1.000に近く、県下29市中20位、全国特例市40市中29位と、財政構造の弾力性がやや低い数値を示しています。また、財政力指数については、1.000を超えると、地方交付税が不交付となる自主財源の豊かさを示す指標ですが、市は、0.740で、県下29市中13位、全国特例市40市中28位と、他都市の平均程度となっています。

一方、中長期的な将来見込みにおいては、少子高齢化の一層の進展による社会保障関係経費の増加はもとより、明石駅前南地区再開発事業や、中学校給食の実施、土地開発公社の廃止など、大きな財政負担が必要となる重要事業等が予定されていることから、市の推計では、現行の市民サービス水準を維持したままという前提のもとになりますが、今後、毎年度10億円以上の収支不足が生じることとなり、現在約70億円ある財源不足を補うための基金が、平成30年度には無くなるとされており、現在、市においては、財政健全化への本格的な取り組みを進めているところであります。

本審議会としては、平成24年度の決算をみれば、これまでの総人件費削減等の行政改革の取り組みにより、相当の効果が出ているところであり、特別職の報酬等に直ちに反映すべきほど切迫した厳しい状況にあるとまでは言えないと考えるところであります。

ただし、中長期的な見込みでは、基金が底をつく推計がされるなど、非常に厳しいものであり、財政健全化への本格的な取り組みを行っている状況をどのように考慮するかについては、本審議会委員より、相反する二つの意見が出されています。

意見の一つは、財政健全化の取り組みにおいて、個人給付や各種団体助成の見直し、また、公共施設の統廃合や各種使用料、手数料等の受益者負担の適正化など、市民に負担をかける場合も生じることとなるので、厳しい財政状況が見込まれる現時点において、市長をはじめとする常勤の特別職については、市の経営陣として、市議会議員も同様と考えますが、その責任を考慮した給料月額の引き下げの検討を行うべきというものです。

一方、不確定要素が否定できない中長期的な見込みを、給料水準に反映することは、相応の確度がなければ、制度上の妥当性が問題となると考えられるところであり、加えて、本審議会は常設であり、毎年度、検討することができること、また、我が国経済の最近の動向は、国の月例経済報告によると、景気は回復傾向にあり、これは市の財政にとってプラスに働くことなども考えられることから、現時点において、中長期的な見込みを直ちに反映することは適当でないとする意見がありました。

このような各委員からの意見の状況を踏まえ、本件については、今後の財政健全化の取り組み状況等を注視しつつ、引き続き、新年度において、調査・審議等を行うこととなりました。

(2) 退職手当

退職手当についても、「(1) 紹料月額」と同様に、これまでの本審議会の考え方である「県下最低の支給率である兵庫県市町村職員退職手当組合の支給率を参考とする。」ということに基づいて、検討を行いました。

現時点において、同退職手当組合の支給率の改定は行われていないところであります。一方、市の一般職の退職手当については、国家公務員に準じて、本年度より3か年をかけて、段階的に約16%の引き下げが行われています。

また、同退職手当組合に加入する団体の一般職の退職手当についても、全て、市と同様の引き下げが行われているところであり、同退職手当組合は、本年度より、特別職の退職手当の支給率の引き下げの検討をはじめますが、その結論を出すのは、他府県の動向等も踏まえて、新年度になる見込みということです。

こうした状況を踏まえ、同退職手当組合の結論を待たず、市の一般職にあわせ、本年度から同様の引き下げを行うべきとの意見もありましたが、本年度、市が先んじて引き下げた場合、新年度の同退職手当組合の引き下げ率が市を上回ればどうするかといったことも考えられますので、「県下最低である同退職手当組合の支給率を参考とする。」というこれまでの基本的な考え方を引き続き踏襲することが適当と考え、本件についても、新年度において、同退職手当組合の結論を踏まえ、改めて、調査・審議等を行うこととなりました。

2 市議会議員

(1) 報酬月額

市議会議員の報酬月額についても、「1 市長をはじめとする常勤の特別職 (1) 紹料月額」と同様に、これまでの本審議会の考え方である「一般職の部長級職員との年収ベースでの均衡を考慮し、常勤の特別職の改定率に準ずる。」ということに基づいて、検討を行いました。

市議会議員の報酬月額が引き下げられた平成24年度以降の年収ベースでの一般職の部長級職員との比較をみると、平成25年度においては、市議会議員が10,041,360円に対し、部長級職員は10,057,220円、両者の較差は15,860円(0.15%)、平成26年度は、市議会議員は同額ですが、部長級職員は、年齢構成等により、10,065,116円

となる見込みであるものの、その場合でも、両者の較差は 23,756 円 (0.23%) と、いずれも、ほぼ均衡している状況となっています。

なお、平成 25 年 3 月 14 日、市議会活性化特別委員会より、「議員定数及び議員報酬」についての最終報告が行われています。

同報告では、議員報酬については、「特別職報酬等審議会において、職務責任に応じる原則、他の公共団体との均衡の原則、物価などの状況の原則に基づいて議論されてきた。議員報酬は、公平な第三者である同審議会の議論に基づき決定することが基本であり、まずは同審議会にゆだね、その答申を踏まえた上で、市の厳しい財政状況を鑑みて、議会として、独自に判断することを結論とした。」とされています。

本審議会では、議会自らが「市議会活性化特別委員会」を設け、検討したことを評価しつつ、この最終報告も踏まえて検討を行いました。特に、財政状況と議員報酬との関係については、「1 市長をはじめとする常勤の特別職 (1) 給料月額」とあわせて、検討を行いました。

その結果、常勤の特別職と同様に、市議会議員の報酬月額についても、このたびは、現行どおりとすることが妥当と考えられますが、厳しい財政の将来推計をどのように考慮するかということについては、今後の財政健全化の取り組み状況等を注視しつつ、引き続き、新年度において、調査・審議等を行うこととなりました。

(2) 市議会議員の定数及び報酬月額に関する参考意見

議員定数についても、市議会活性化特別委員会から、現行の 31 名から、1 名削減し、30 名とする結論が報告され、平成 25 年 3 月定例市議会において、この結論を踏まえた条例改正が行われ、平成 27 年 4 月執行予定の次回選挙より、定数は 30 名となります。

議員定数は、本審議会の所管ではありませんので、参考意見となります。委員からは、報酬月額と関連して、議員定数についての意見が出されました。

ついては、その他報酬月額に関する意見とあわせ、次のとおり、参考意見として申し添えます。

- ① 関西の自治体は、全国に比べ、かなり議員の報酬月額が高いことから、市と同規模とみなされる特例市の人口を加味した平均程度まで引き下げる検討も必要ではないか。

② 同じ特例市である茨木市、寝屋川市及び宝塚市においては、常勤の特別職とあわせて報酬のカットを行っています。また、枚方市においては、議員のみ報酬のカットを行っています。

議員のみならず、市長等特別職の報酬のカットについては、特別職それぞれが自らの考えに基づき判断し、条例改正という形で、議会の判断を得て行われるべきものであると考えます。

また、他都市の状況についても、詳細な調査は必要だと思います。しかしながら、市議会においては、こうした他都市の状況も認識していただく必要があると考えます。

③ 定数削減が1名では、市民は、1名欠員となっている現状を追認しているだけと受け取ってしまいます。

議員の数を減らすことは、多様な市民の声を妨げ、議会制民主主義の本旨を損なうとの考えもありますが、「議員定数のさらなる削減が必要」との意見もまた市民の声であるのも確かなことです。

④ 議員定数を維持するならば、報酬月額を引き下げるなど、総報酬額ベースでの削減の検討も必要ではないかとする考えは根強いものがあります。

⑤ 議会報告会の開催など、市議会においては、その活動状況等について、市民への情報提供に努めていますが、市民からみると、まだ議会の透明度が不十分と考えられており、「開かれた議会のあり方」へ向けた、さらなる努力をお願いします。

3 非常勤の行政委員会委員の報酬

教育委員会、監査委員及び選挙管理委員会等の行政委員会の非常勤の委員の報酬については、これまでも、本審議会において、月額制の是非や他都市と比べて高い水準について、様々な意見が出されてきました。

このたびは、本審議会開催にあたり、市長より、意見のとりまとめの依頼とともに、詳細なデータの提供を受け、調査・審議等を行い、主に、本件については、次のような意見が出されました。

- (1) 地方自治法は、日額制を基本としており、月額制を採用する場合は、妥当な根拠が必要となること。
- (2) 一律に、月額制又は日額制とするのではなく、それぞれの委員会の職務内容や職責に応じたきめ細かい検討が必要なこと。

- (3) 月額制から日額制に変更した他都市の先行事例をもよく研究する必要があること。
- (4) 報酬額については、平成6年以降改定されていませんが、その間、常勤の特別職については、適宜引き下げ改定が行われていること、また、他都市との比較においては、高位の水準となっていることなどを踏まえた検討が必要と考えられること。

しかしながら、本審議会としては、対象となる行政委員会が、6委員会に及び、それぞれの委員会の職務内容や職責も多様であり、また、市政運営に関する重要な課題であることから、早急に一定の結論を出すことはやめ、さらに時間をかけて、慎重な検討を行う必要があると考えました。

については、このたびの審議会において出された意見を踏まえながら、この件に関しましては、引き続き、新年度において、調査・審議等を行うこととなりました。

おわりに

意見の内容は以上のとおりですが、このたびも、本審議会は、市長をはじめとする特別職の報酬等について、できるだけ公平・公正な立場で、市民目線を忘れず、慎重に審議を重ねてまいりました。

市長におかれでは、本意見を真摯に受け止めていただき、最大限尊重されますようお願いいたします。

なお、市の厳しい財政の将来推計を、制度としての特別職の報酬等の水準にどのように反映していくかについては、他都市に例は少なく、困難な課題であります。引き続き、検討してまいりたいと考えます。

また、行政委員会の非常勤の委員の報酬等につきましても、結論が得られるよう、引き続き、慎重な調査・審議等を行う考えであります。

については、新年度、できるだけ早い時期に本審議会が開催されることが望ましいと考えるところであり、また、本年3月までとなっている現行の委員の任期については、市から提案のありましたように、審議の継続性の観点から一定の配慮が適当と考えますので、最後にこれらの点をお願いし、意見の申し出とします。

<審議経過>

	開 催 日	審 議 内 容
第 1 回	平成 26 年 1 月 16 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の確認及びポイント説明(事務局) ・本市の財政状況及び今後の収支見込みについて ・市議会活性化特別委員会の取り組みについて ・特別職及び議員の報酬等について ・非常勤の行政委員会委員の報酬について
第 2 回	平成 26 年 1 月 28 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の特別職の給料月額及び退職手当について ・議員の報酬月額及び定数について ・非常勤の行政委員会委員の報酬について
第 3 回	平成 26 年 2 月 6 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見の申し出(案)について

<明石市特別職報酬等審議会委員>

役 職	氏 名	所 属 团 体 等
会 長	佐々木 弘	神戸大学名誉教授
会長代理	柴田 達三	明石商工会議所顧問
委 員	伊賀 文計	明石市医師会会长
委 員	澤田 瑞穎	明石市連合自治協議会会长
委 員	島野 正士	公募委員
委 員	田中 文雄	公募委員
委 員	久枝 陽一	連合兵庫明石地域協議会会长
委 員	松原 由美子	明石市連合子ども会育成連絡協議会会长
委 員	水田 美穂	公募委員
委 員	宮川 貴美子	公募委員
委 員	和田 美耶子	明石市女性団体協議会会长

(敬称略、委員は 50 音順)